

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成26年7月1日

(下線部分変更)

新	旧
<p><u>第40条の2（個人情報等の取扱い）</u> <u>米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び該当する可能性がある</u> <u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この規程の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</u> <u>(1)米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織</u> <u>(2)米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織</u> <u>(3)FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u></p>	<p>(新設)</p>